

# 斡旋手数料の国際比較と斡旋 構造：技能実習制度を中心に

京都大学大学院文学研究科  
社会学専修/国際連携文化越境専攻

安里和晃

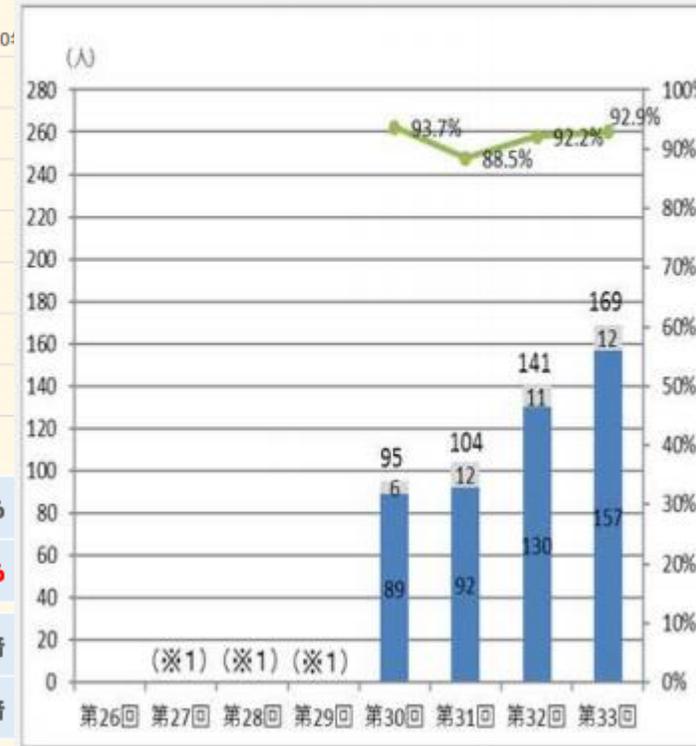
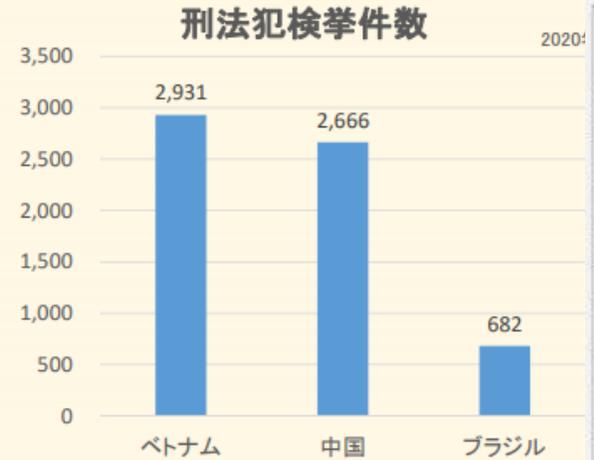
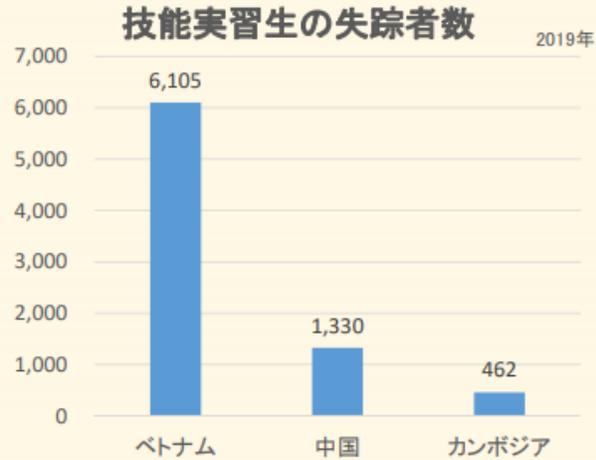
asatowako@gmail.com

# 在留ベトナム人の増加に伴い問題も顕在化

経済連携協定介護福祉士国家試験合格率(90%以上！)

## ベトナム

▶ 不法残留者数、技能実習生の失踪者数、刑法犯検挙件数のすべてでベトナムが1位



在留外国人に占めるベトナム人の割合 2020年末	15.5 %
不法残留者に占めるベトナム人の割合 2021年1月1日	18.9 %
在留ベトナム人の増加率 2012年末→2020年末	8.6 倍
不法残留ベトナム人の増加率 2013年1月1日→2021年1月1日	14.1 倍

技能実習生に占めるベトナム人の割合 2019年末	53.2 %
技能実習失踪者に占めるベトナム人の割合 2019年	89.4 %
ベトナム人技能実習生の増加率 2012年末→2019年末	13.1 倍
失踪ベトナム人技能実習生の増加率 2012年→2019年	12.3 倍

在留外国人に占めるベトナム人の割合 2020年末	15.5 %
刑法犯検挙件数に占めるベトナム人の割合 2020年	30.8 %
在留ベトナム人の増加率 2012年末→2020年末	8.6 倍
ベトナム人による刑法犯検挙件数の増加率 2012年→2020年	2.4 倍

(出典)法務省「本邦における不法残留者数について」

(出典)法務省公表資料を基に当館作成

(出典)警察庁「組織犯罪の情勢」

在ベトナム日本大使館「ベトナム人技能実習生の受入れに係る留意事項」

<https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100079870.pdf>

**同じベトナム出身者。この差をどう考えますか。**  
**→制度を吟味して差異が生じる理由を検討すべき。**

厚生労働省「第33回介護福祉士国家試験結果」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000759472.pdf>

# 本日の要旨

- 制度の見直しは現状の把握から
- 制度の複雑化と情報の非対称性 NOT transparent channels
  - 労働者は不十分な情報下では判断ができない workers can't make the best decision
  - 情報の非対称性で斡旋業者やブローカーに操作される懸念 possible manipulation by brokers
  - 複雑な制度はコスト高 high institutional cost
- 「「失踪」は必然的問題か」: 失踪しやすい制度としにくい制度
  - 技能実習:送出側/受入側双方に価格管理メカニズム機能しにくい→高斡旋費用
  - 斡旋費用ゼロが制度的に実現している経済連携協定(EPA)とフィリピンからの対日送り出し
  - 価格管理機能を有する制度としない制度の玉石混交(日本)
  - 国際的に技能実習制度は評判良くない(TITPによる指摘。韓国はWPSに転換)
- 制度が悪いと「良い使用者」の努力も水泡に帰す。ボトムアップが必要。
- 本報告は移住労働者、各国送り出し機関、ILO, IOMなど国際機関、メコンマイグレーションネットワーク(NPO)と関連会議、各国の日本国大使館、ブローカーなどの聞き取り、法務省「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」などをもとにしている。なお、聴取表についてはすでに公開されているが様々な元データのとり方、公開の経緯など様々な問題もある。
- 送り出し国の政策や動向についてはMekong Migration Network, 2019, *Social Protection Across Borders: Roles of Countries of Origin in Protecting Migrants' Rights*, Mekong Migration Network. Mekong Migration Network, 2019, *Labour Migration from Mekong Countries of Origin to Japan*, Mekong Migration Network.

# 技能実習生の「失踪者」数の推移

	技能実習生の「失踪」者数の推移							2017/2012(倍)
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089	9,052	3.53
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751		7.56
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594		1.35
カンボジア	-	-	-	58	284	656		11.31
ミャンマー	7	7	107	336	216	446		63.71
インドネシア	124	114	276	252	200	242		1.95
その他	201	304	377	336	346	400		1.99
総数に占める割合				2.2%	1.7%	2.0%	2.1%	

- Runaways rapidly increasing, rapider than increase in the number of TITP workers.
- Stable China and extraordinary increase in Vietnam, Myanmar and Cambodia (Mekong Delta)
- 技能実習送り出し3位のフィリピンは失踪者数少。PH ranked in the 3<sup>rd</sup> in the number of TITP is out of the absconsion rank.
- 失踪者の平均斡旋費用は80万円。60%は100万円以上を負担。Runaways paid 800K yen on aver. 60% of them paid more than 1 million yen.
- 70% of runaways considered the reason was low pay.
- カンボジアは法定手数料上限がなく、斡旋料平均は6000-6500ドル。(斡旋業者協会に対する聞き取りより、2019年)

移動の自由が与えられていない以上、転職＝失踪である。

Source: originally MOJ「技能実習制度の現状」,  
<http://www.moj.go.jp/isa/content/001334958.pdf> Asato(2019),

# 送り出し国における斡旋料規制(技能実習)

	技能実習制度における法定斡旋料
中国	上限なし
カンボジア	上限なし
インドネシア	上限なし
ベトナム	USD3600
ミャンマー	USD2800
フィリピン	基本給1か月まで。対日本はゼロ

1. 法定斡旋手数料は0から上限なしまで様々
2. VN、CH、KHの「失踪」増加率高い。フィリピンの失踪率低。
3. 失踪者の斡旋料平均は89万円
4. 60%は100万円以上の支払い。
5. 70%の失踪者は低賃金理由。同等報酬要件の遵守なし
6. 70%の受け入れ機関は何らかの労働法令違反
7. 技能実習:送出側にも受入側にも価格管理が不十分
8. フィリピンの送り出し枠組み: Recruitment fee guideline of the Philippines. a) 技能実習制度 POEA MC-04-2018 b) 外国人建設人材 POEA MC-10-2015 c) 国家戦略特区内の家事支援人材 POEA GBR-08-2016 d) Project to Accept Foreigners Conducting Housekeeping Services in National Strategic Special Zones of Japan. POEA GBR-08-2016 **のすべてにおいて日本への送り出し斡旋料は0。**
9. 高い斡旋費用・低賃金が「失踪」の主因。

Source: government of sending countries and interviews

# 技能実習生「失踪」者の概況

表 技能実習生失踪者の概要

	中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	全体
総回答数	1499	1063	123	34	2778
男性の割合	0.627	0.691	0.916	0.970	0.673
低賃金関係割合	0.722	0.631	0.395	0.455	0.669
失踪までの期間(月)	14.4	17.5	19.5	16.6	16.7
斡旋料(万円)	83.7	102.8	40.8	22.2	88.2
期待賃金(万円)	15.7	12.6	12.5	13.2	14.4
月額給与(万円)	10.3	10.2	10.8	11.1	10
差額(万円)	5.4	2.4	1.7	2.1	4.4
斡旋料/期待賃金(月)	5.33	8.16	3.26	1.68	6.13
斡旋料/実質賃金(月)	8.13	10.08	3.78	2.00	8.82

## 高斡旋料低賃金構造

国別斡旋料は統計的に有意な差あり。賃金はほとんどなし。

労働者と雇用主以外の多様な契約も問題を複雑にしている一因。

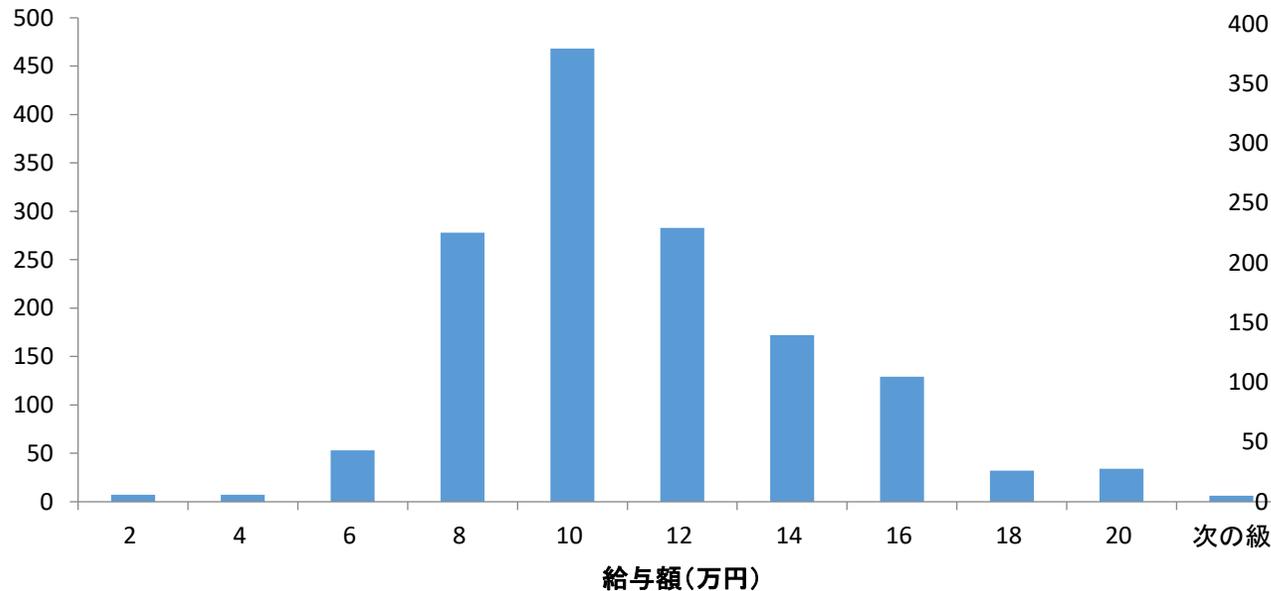
守られない・監督されない同等報酬要件、同一労働同一賃金。

高額斡旋料の一部は教育の充実化に用いられるが、他の一部は受け入れ企業の接待やリベートに回る。これが最大の雇用の誘因となっている。台湾も同様。

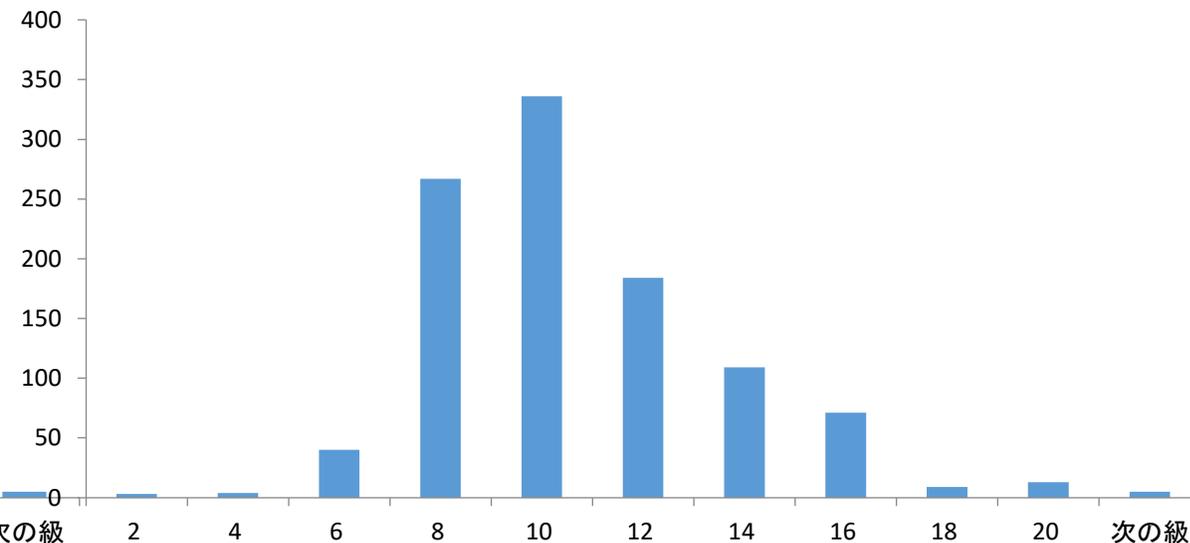
出所: 法務省「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」。安里和晃, 2020, 「多様な福祉レジームと海外人材: 24 失踪の構造: 失踪した技能実習生にかかる聴取票から」『文化連情報』(505): 54-57.

———, 2020, 「多様な福祉レジームと海外人材: 25 失踪の構造: 失踪後の就労はどうなっていくのか」『文化連情報』(506): 44-47.

月額給与額(CH,万円)

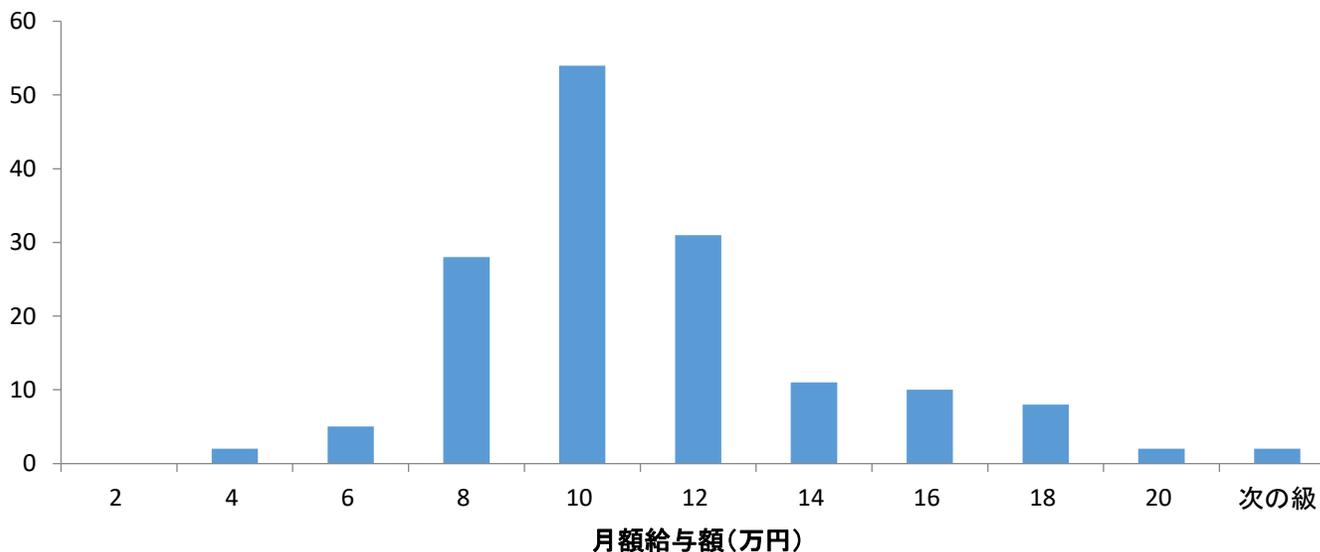


月額給与額(VN)



失踪者の月額給与は出身国による差異は小さい。

月額給与額(PH,ID)

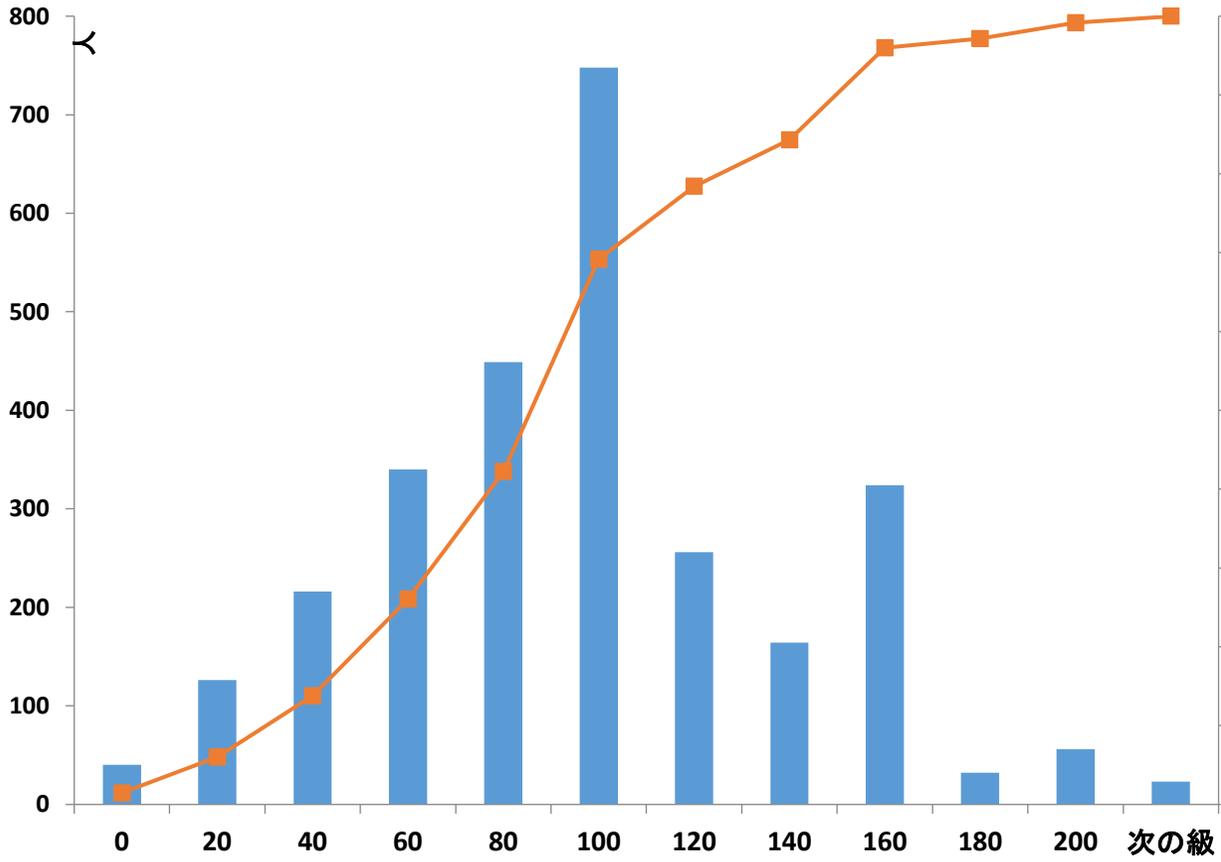


2号移行申請者の支給予定賃金は12万円「高卒初任給より4万低い」(2012)、技能実習生の平均は15万6,900円(2019年) <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11801000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku-Soumuka/0000065147.pdf>

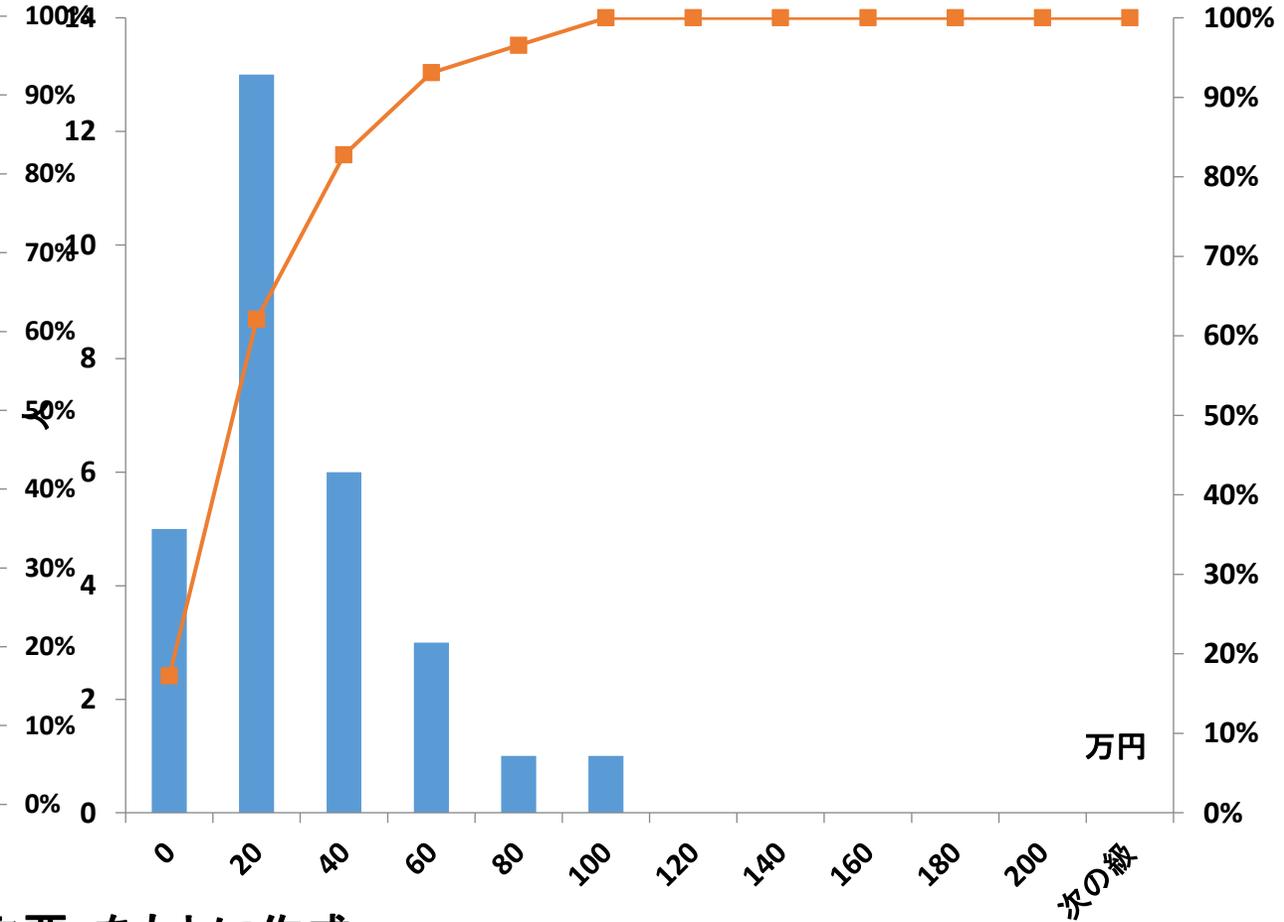
以上より、同等報酬要件と同一労働同一賃金について再検討すべき  
出所:「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」をもとに作成

# 「失踪者」斡旋料分布

## 失踪者斡旋料分布(ベトナム)



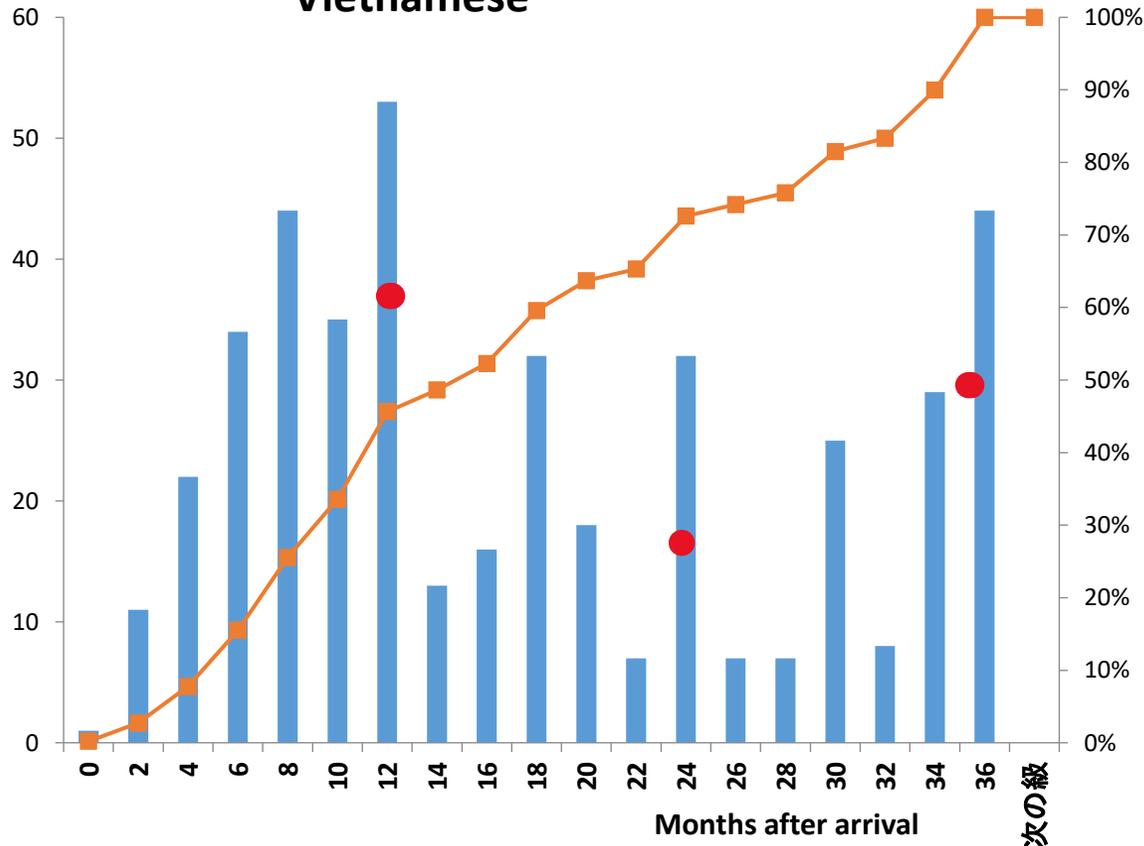
## 失踪者斡旋料分布(フィリピン)



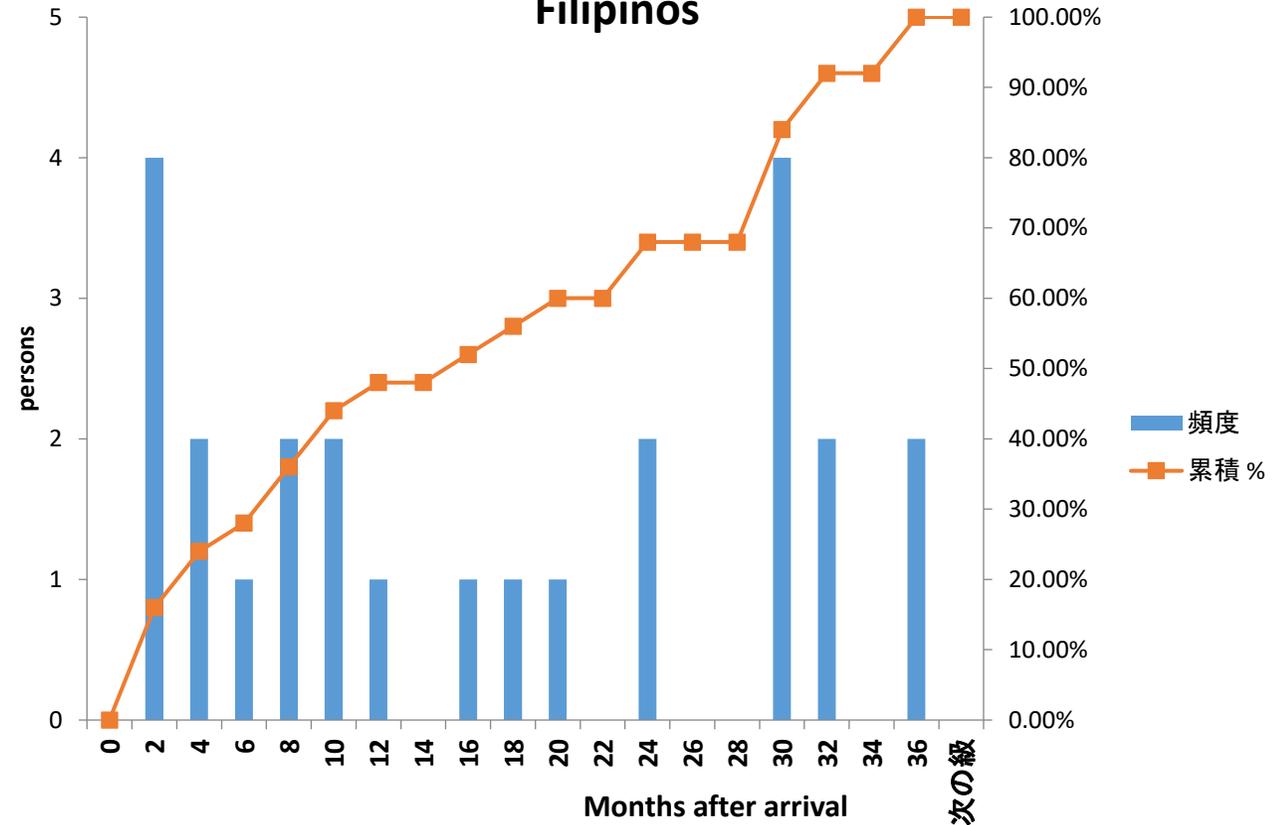
出所:「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」をもとに作成

# 失踪の時期(滞在月数)

Vietnamese



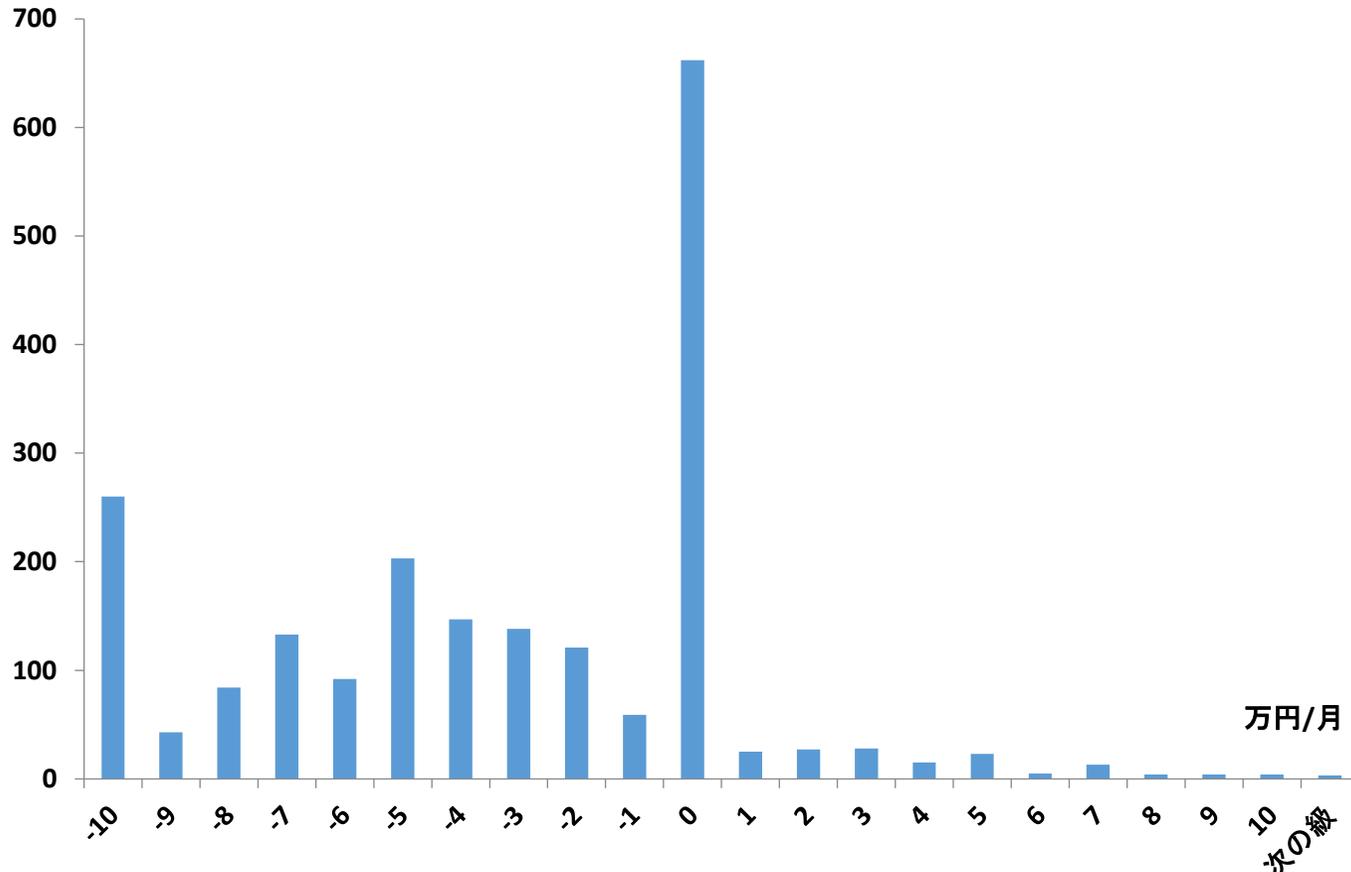
Filipinos



Many Vietnamese people disappear at 12, 24 and 36 months of age. This is because of the skills test and the fear of failing the test and being sent back home to disappear. It shows. In the case of Filipinos, on the other hand, the reason why they continue to stay in Japan is not because of their debt but because of harsh working conditions.ベトナム人の失踪は12か月目、24か月目、36か月目が多い。契約更新時に失踪が多いことを示す。他方フィリピン系の場合には、借金が限定のため、日本に滞在し続けなければならない理由はない。どちらかというと厳しい労働環境といった激務を理由とした失踪が多いと考えられる。

# 期待賃金と実際の差

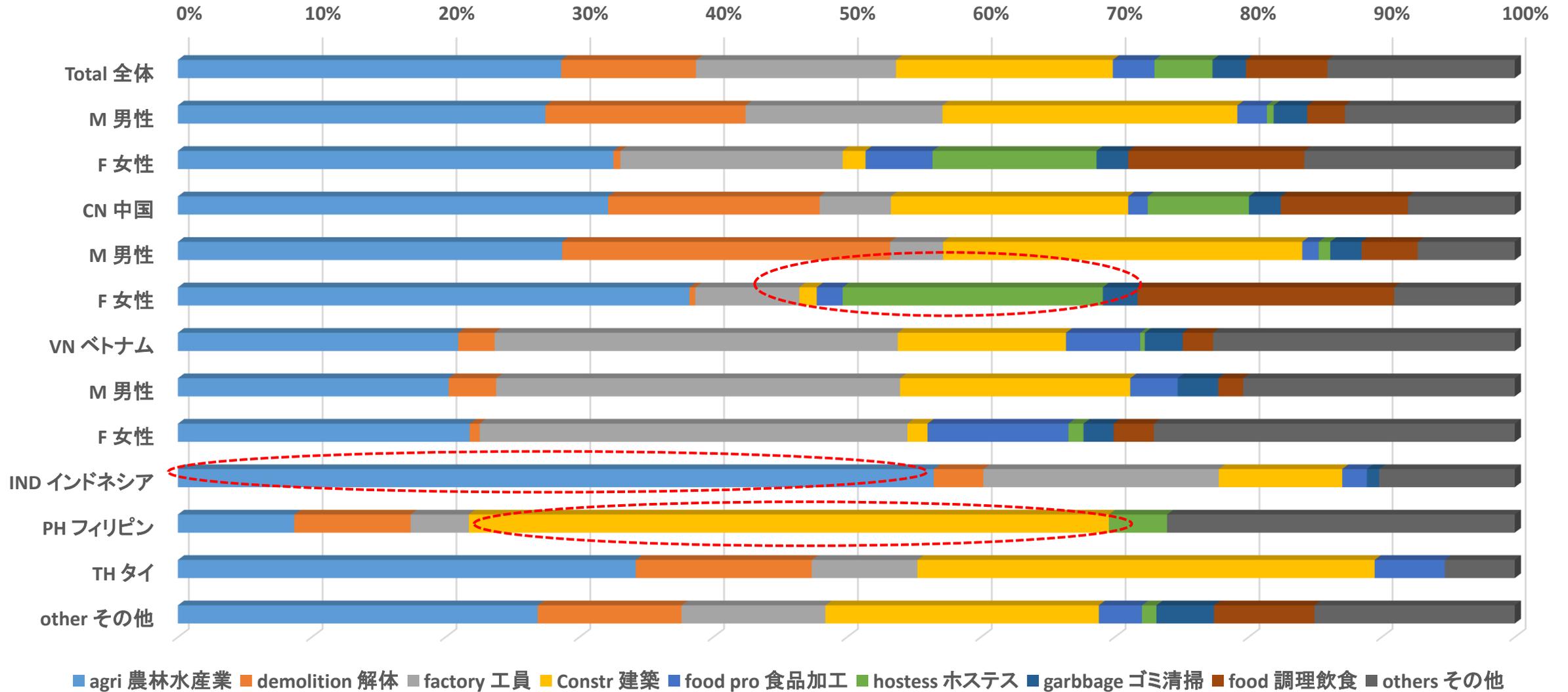
期待賃金と実賃金の差



- 多くの場合、期待賃金が高く、誇大な説明がなされており、これが期待と現実のギャップを形成している
- 高額斡旋料、高い期待賃金、低賃金が失踪を促進している可能性がある
- この差は、「来日がっくり度」といってもいいかもしれない。
- この差と失踪までの期間にはやや強い関係がみられる

出所:「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」をもとに作成

## Occupational industry after absconsion 失踪後の就労先(業種別)



国籍により失踪後就労職種は異なるが、失踪後の収入はあまり差異がみられないようである(弱い相関、ただし詳細な検討が必要)。

# 「失踪者」職業別(万円、月)

	n	男性	低賃金	斡旋料	失踪まで 期間	月額給与	期待賃金	差	失踪後収入額/日
縫製	542	0.064	0.711	97.7	17.5	9.9	13.5	-3.6	2.1
電子	184	0.176	0.706	84.3	17.4	8.9	13.3	-4.4	1.9
クリーニング	149	0.185	0.620	54.4	10.2	10	13.9	-3.9	2.3
食品加工	256	0.220	0.639	81.6	15.4	10.4	14.1	-3.7	2.2
水産/加工	61	0.358	0.762	89.6	14.5	10.3	14.8	-4.5	2.2
自動車	419	0.456	0.617	85.9	20.2	11.4	14.1	-2.7	2.5
プラスチック	181	0.582	0.658	85.2	17.8	11.1	13.7	-2.6	2.2
農業	97	0.585	0.574	87.3	18.2	10.8	14.1	-3.3	2.2
木材	54	0.838	0.629	85.3	13.5	10.8	15	-4.2	2.3
機械	176	0.850	0.617	88.5	19.5	11.1	13.3	-2.2	2.4
金属	223	0.940	0.694	93.7	18	10.4	14	-3.6	2.5
塗装	82	0.946	0.649	88.5	17.4	10.2	13.6	-3.4	2.4
溶接	37	0.982	0.582	83.7	20	11	13.9	-2.9	2.5
建設	41	0.983	0.728	92.8	14.2	10.7	14.1	-3.4	2.5
鳶	34	0.983	0.686	98.7	12.4	10.9	14.7	-3.8	2.4
解体廃品	79	1.000	0.976	94	12.4	11	14.6	-3.6	2.8
セメント	16	1.000	0.625	121.9	13.8	10.6	13.4	-2.8	2.3
	2631	0.673	0.663	88.2	16.7	10.6	14.4	-4.4	約7-8.5千円/日

職種によって斡旋料には違いがある。これは当該職種における需給動向が反映されていると考えられる(送り出し機関、ブローカー聞き取りより)。(例えば介護の斡旋料は下落傾向)。ただ、斡旋料額と失踪までの期間にはそれほど関係がない。むしろ期待賃金と実賃金の差と失踪までの期間に関係がみられる。

失踪後収入額は推定  
一部修正が必要

出所:「実習実施者等から失踪した技能実習生に係る聴取票」をもとに作成

# 価格管理について

- 日本はILO181条約を批准。斡旋料ゼロは日本の原則。高い斡旋料は相手国の問題(JITCOに対する聞き取り。2019年7月)
- MOC(協力覚書): MOCは法を拘束しない
  - 斡旋料は相手国の法の範囲内(高額斡旋料の許容と国ごとの大きな相違)
  - 協定は法令より上位(経済連携協定の看護・介護)
- **法定を超える斡旋料高騰は以下が課題(ベトナム)**
  - **ブローカー行為(ベトナムでは明確に違法行為とは言えない。グレーゾーン)**
  - **保証金の許容(労働者罰則主義)**(「契約に基づいて外国で働くベトナム人労働者に関する法律」  
[https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/69\\_2020\\_QH14.html](https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/69_2020_QH14.html))
  - **偽造書類(2000年頃から台湾では問題)→在ベトナム日本大使館の取り組み**
    - 卒業証明書(高校卒業、専門学校、語学学校卒業)
    - 前職証明書など(技能実習の形式に合わせるための費用)
  - **手数料の複数徴収(労働者・受け入れ企業)**
  - **受け入れ企業に対するリベート、接待**
  - **政府上納金や協力学校謝礼**

# 適切な仲介斡旋手数料とは

- 市場価格：需要と供給による価格決定。給料10か月分というのは珍しくない（シンガポール、香港など）。内外価格差が大きいと労働者に大きな負担。倫理の制度内部化が課題。市場で決まる価格は下記と異なる。
- 制度価格：法規制を通じた価格。Zero Recruitment feeを規定した国もあれば規制なし国もあり、対応はばらばら。
- コスト積み上げによる価格：透明性が高い。技能実習新規参入企業が「いい監理団体」という場合にはこれを指すことが多い。
- 低賃金許容と労働者負担増は新規参入送り出し国が選択する常套手段（シンガポール、香港、台湾でも全く同じ問題が90年代後半から発生していた。）対応策としては、二国間から多国間協調枠組み。（安里和晃, 2006, 「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」  
[www.kuis.ac.jp/icci/publications/kiyo/pdfs/18/18\\_01.pdf](http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/kiyo/pdfs/18/18_01.pdf)）

# EPA(経済連携協定)の場合

- 法令より上位の協定による人の移動
- Zero Recruitment feeの明記
- 労務管理・諸手続きに関する使用者・労働者訪問調査
  - 同等報酬要件の確認(台帳、賃金明細、俸給表など。同等報酬要件≠最低賃金! → 技能実習は同等報酬要件放任)
  - 社会保険・雇用保険加入確認
  - 健康状況・ストレスチェック確認
  - 労働者に対する法令、給与明細事項理解度確認
  - 健康・メンタルヘルスに関する聞き取り
- 受け入れ側の負担が高いという指摘あり(に対して)
  - 労働者負担が高く、不透明制度で失踪率が高い方がいいのか(社会的コスト高)
  - 看護師の育成費用よりEPAははるかに安価(EPA介護職員の多くは送出国看護師)
  - むしろ長期定着してもらえばコストは回収可能。ネックは家族呼び寄せ、家族滞在などの入管制度や保育園などインフラ。

# これからの国際労働市場

- 需給ギャップは長期的傾向
  - 少子化の進展と経済成長(供給減少と需要増大)
  - ミャンマーの混乱による特定国に需要の増大(供給減少)
- へき地、低学歴層からのリクルートが増える→斡旋・教育コスト増
- 技能実習と特定技能SSWは送り出し機関を活用→同じ利権構造にあり一体
- 課題
  - 送り出し機関－労働者間の**情報の非対称性**の克服(情報プラットフォーム)
  - 送り出し、受け入れ双方の**価格管理機能**
  - 二国間から多国間体制に
- ベトナムの取り組み機運に期待
  - 在ベトナム日本国大使館による取り組みとベトナム政府改革機運
  - ベトナム政府監査院報告書によるMOLISAへの厳しい指摘。特に日本が求めている費用を徴収する行為の改善を要求。
  - JICA関係PJ、台湾政府等も斡旋料改革に強い関心→二国間ではなく多国間の問題
- **制度の差異は結果の差異→経済連携協定EPAと技能実習制度TITP**
- 利害ではなくビジョンに合わせた制度構築を